

令和3年10月 勝山市定例農業委員会

1.開催日時 令和3年10月25日(月) 午後1時30分

2.開催場所 勝山市役所 第1会議室

3.出席委員 農業委員12名

会長	1番	松村 勸兵衛			
会長職務代理	2番	辻 尊志			
農業委員	3番	北山 謙治	8番	牧野 昌久	
	4番	須見 則雄	9番	吉田 武博	
	5番	山口 拓雄	10番	滝本 和子	
	6番	山内 百合子	11番	田中 政男	
	7番	高野 忍	12番	酒井 清泰	

4.審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第 41 号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第 42 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)	可決
議案第 43 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第 44 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第 45 号	現況証明願いについて	可決
議案第 41 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第 41 号	現況証明願いについて	可決

(報告事項)・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・農地の転用事実に関する照会の回答について

5.農業委員会事務局 事務局長 山本 典男 係長 多田 喜代彦
 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

6.会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年10月定例農業委員会を開催いたします。 本日は、農業委員のみの出席となっております。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	(会長あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。 委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただく予定をしております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。 事務局より10月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を 5番 山口 拓雄 委員、6番 山内 百合子 委員の両名にお願いします。 これより議事に入ります。 日程第1 議案第41号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	現地を確認させて頂きましたが、資料の写真では大きく見えますが、現地は小面積の農地でした。 譲受人は以前もこの農地を借りて耕作していたということで、今後も耕作する上で問題はないと思われれます。報告は以上です。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第41号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第41号は、原案どおり承認することに決しました。
議長(松村会長)	続きまして、日程第2 議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定(所有権の設定)について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 須見委員より報告をお願いいたします。

須見委員	現地は私の地区でございまして、昔からよく知っているのですが、この譲渡人は相続により農地を取得しましたが、他地区の方でありますので、この農地を耕作することはできません。この農地の半分ほどは以前から、譲受人の父が貸借により耕作しておりました。そういったことから、譲受人が一番適していると思いますし、適任者に買っていただけるのはありがたいことだと思います。松田ファームとしても、譲受人を中心に耕作を行う予定ですので、問題ないと思います。以上です。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第42号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第42号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定) 及び、日程第4 議案第44号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第43号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第43号については、承認することに決しました。 続いて、議案第44号について採決いたします。 議案第44号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第44号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。 続きまして、日程第5 議案第45号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①②③については北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	申請地一体は、以前、牛乳販売店があった場所です。①は現在居宅が建っております。資料のとおり大変細かく土地が別分かれておりますが、②③の申請地は荒地になっているということございしましたが、現地確認の結果、その通りでございました。登記簿は畑となっておりますが、とても耕作できる状態ではありません。市道からは離れており、また入口は小さい立地となっております。よろしく願いいたします。
議長(松村会長)	④について高野委員より報告をお願いいたします。

高野委員	資料14ページが写真、15ページが公図ですが、ご覧のとおり家が建っておりますが、現地確認でもそのとおり家が建っておりました。登記地目がなぜ変更されないままになっているのか、理由は分かりませんが、今回、地目変更を行うということで、やむを得ないと思います。よろしく願いいたします。
議長(松村会長)	⑤について北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	ここに説明が書いてございますが、住宅が建っておりますし、何も問題はないと解釈しております。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、採決いたします。議案第45号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第45号については、原案どおり承認することに決しました。
議長(松村会長)	次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので次に、農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。その他に入ります。北信越ブロック農業委員会女性委員研修会に参加された山内委員より報告をお願いします。
山内委員	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
委員	すみません。別のことですが、数日前の新聞に農地ナビについて記事が出ておりましたが、農地ナビとは何か、勝山市では整備や更新がされているのかどうか、現状を教えてください。
事務局	勝山市につきましては、令和元年度に農地ナビに完全移行しております。また農業委員会の審議で可決されたもの、県の許可が通ったものについて毎月更新を行っています。農地ナビを見ますと、航空写真が古くなっておりますが、管理しているところが写真を更新するということになっています。ただ、勝山市の情報については毎月更新がされています。
委員	農地ナビについて、詳しく教えてください。勝山市の農地がすべて記載されているのですか。
事務局	お配りさせていただいています、タブレットで農地ナビと検索していただきますと、農地ナビのページが見れます。農地ナビは全国の農地情報が確認できるサイトです。勝山市の農地のすべてが記載されています。
委員	それは、個人情報も記載されているのですか。

事務局	所有者の名前や住所は記載されていません。
委員	何が記載されているのですか。
事務局	地番と面積、農業振興地域内の農用地かどうか、などが確認できます。一般的に公になっている情報のみを確認できる形です。
委員	分かりました。勝山市はその情報を毎月更新しているということですね。
事務局	はい、毎月更新しています。
議長(松村会長)	その他に質問はありませんか。
委員	先ほど、「タブレットで」とおっしゃいましたが、ただ渡されても、使えない方もいます。農地ナビにしろ、タブレットを活用するのであれば、使い方を教えていただきたいです。例えば、別日でも構いませんので、講習会の日を設けるなど検討してはどうでしょうか。
事務局	研修につきましては、いまご希望がありましたので、開催させていただきたいと思います。研修会の方法は、定例会の前に講習する時間を設けたり、別日を設けたりと、いろいろ考えられるので、一度、役員と相談させていただきまして、皆様にご案内させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	はい。
議長(松村会長)	その他、ご意見ご質問はありませんか。次に、農業委員会・推進委員会研修会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	ご意見ご質問はありませんか。ないようですので、最後に、11月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	今回は、11月24日(水) 午後1時30分から、開催予定としております。
議長(松村会長)	以上で10月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉